

令和5年度 いじめ防止基本方針

千葉県立船橋法典高等学校

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【千葉県いじめ防止基本方針より抜粋】

(2) 基本理念

第三条 いじめ防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けるとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まれなければならない。

【千葉県いじめ防止基本方針より抜粋】

(3) いじめの禁止等

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないよう努めるものとする。

【千葉県いじめ防止基本方針より抜粋】

2 未然防止

いじめ問題は、「いじめが起こらないクラス・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのために教職員は、「いじめは、いつどこにでも起こり得る」という認識を持ち、互いに好ましい人間関係を築き、豊かな心を育成し、暴力等のない「いじめを生み出さない環境づくり」に取り組むことが不可欠である。本校では、生徒の実態、地域等の実情等を把握して、予防的な取り組みを計画・実施していくものとする。

(1) 生徒観察（生徒の実態の把握）

- ア 生徒やクラスの様子を知るためにには、教職員の「気付き」が大切である。生徒と同じ目線で対応することで、生徒間の人間関係、精神状態を推し量ることができる。本校では、少人数制の利点を大いに活用し、ホームルーム及び、授業の中で生徒の実態把握に努める。
- イ 次のような特に配慮が必要な生徒については、教職員が個々に生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体として注意深く見守り、日常的に適切な支援が必要である。
- (ア) 発達障害を含む、障害のある生徒について、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- (イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど海外につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- (ウ) 性同一障害や性的思考・性自認に係わる生徒について、教職員の正しい理解等、学校として必要な対応を周知する。
- (エ) 東日本大震災・原発事故に伴う災害によって避難している生徒の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

(2) コミュニケーション力の育成

ア 信頼される教職員

生徒は、教職員の言動に目を向けており、教職員の何気ない言動が生徒の心を傷つけ、結果としていじめを助長してしまうことがある。教職員は生徒の良き人生の先輩として、信頼されるよう対応しなければならない。そのために、教職員は生徒への対応等の研修会（不祥事防止・教育相談）を年3回実施する。

イ 自尊心を高める学校活動

生徒は授業をはじめ、学校活動のあらゆる場面で、他者とのかかわりを体験し、それぞれの違いを認め合うことを学習する。その中で「自己達成感」を経験させることによって、心の成長を図るとともに、教職員の暖かい声かけによって、認められたという「自己肯定感」を育成する。また、クラスや部活動において、過度の競争意識や勝利至上主義等が生徒のストレス等を高め、いじめを誘発することにならないよう留意する。

【みとめる勇気】の育成 いじめゼロ宣言より

ウ 暴力（喧嘩を含む）の根絶

暴力はいかなる理由があっても絶対に認めない。また、暴力や暴言に対してこれを学校から排除するために教職員が生徒とともに確認していく。

(3) 人間力の育成

ア 人権教育の充実

学校生活の中の体験活動等を通して、生徒が他人の傷みを感じることが出来るよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚の醸成を図る。

【やめる勇気】の育成 いじめゼロ宣言より

イ 道徳教育の充実

少子高齢化・情報化等、社会の急激な変化の中で、未熟な考え方や道徳的判断力の乏しさから起る「いじめ」の防止は、1学年においては「道徳」の授業を活用し、2・3学年においては、全

校で行う特別活動「いのちを大切にするキャンペーン」によって分野毎に学習するものとする。

ウ 生徒会活動の充実

生徒会役員を中心とした「いじめ防止キャンペーン」を実施して、生徒が自分たちの力でいじめを防止することができるよう支援する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめの問題点

パソコンや携帯電話・スマートフォンを用いて、特定の生徒の悪口や誹謗中傷、画像等をインターネット上の Web サイトの掲示板等に書き込んだり、メールとして送ったりすることによって流出した情報の回収は不可能である。

イ 学校における指導

インターネット上の書き込みについては、その匿名性により、自分だとわからなければ何を書いても構わないという考え方方が根本にある。学校では、「情報」の授業や特別活動の安全教育において、インターネットの特殊性による危険や陥りやすい心理を学ばせる「情報モラル」の指導を実践する。

ウ 家庭における指導

学校での情報モラルの指導には限界があり、生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理する家庭において、様々な危険から一人一人を守るため、フィルタリングの措置等、家庭でのルール作りを促す。

(5) 外部への情報提供

ア 保護者・地域への情報提供

学校の様子を保護者や地域に伝えるために、日々の出来事の一目一項目を目標にホームページにアップする。また、春と秋に1週間ずつ保護者面談を実施し、担任が個別の相談に応じるとともに、授業参観週間を設定し、生徒の学校での様子を直接見てももらう機会とする。また、開かれた学校づくり委員会を活用し、家庭・地域への情報提供を行う。

3 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決への近道である。そのためには、日頃から教職員と生徒の信頼関係を深めておくことが大切である。また、いじめは教職員や大人も気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われ、潜在化しやすいことを認識し、些細な兆候を敏感に察知し、積極的にいじめを認知する姿勢をもって対応しなければならない。

(1) 早期発見の手立て

ア 集団等の変化の察知

生徒やクラスの変化を知るために、休み時間や放課後等、自由時間における生徒の様子に目を配る必要がある。特に、クラスの中にどのような集団があり、その集団の人間関係がどうであるかを把握することが必要である。本校では、学年室体制を活用し、生徒の人間関係の把握に努めるものとする。

イ いじめ実態調査アンケートの実施

いじめに関する定期的な実態調査を各学期（6月　11月　2月）に実施する。いじめを受けている生徒にとっては、その場での回答が難しい状況も考えられるため、実施については、持ち帰り等状況に応じて配慮することとする。

ウ 教育相談の活用

日常の生活の中で、生徒への声かけ等、教職員は生徒が気軽に相談できる環境づくりに努める。本校では教育相談担当養護教諭が常時生徒の相談に対応し、いじめ等の相談窓口の役割を担うとともに、毎週金曜日に来校するスクールカウンセラーを交えた教育相談委員会を行い、生徒の状況把握に努める。

エ インターネット上のいじめの早期発見

学校がWebを監視することは難しいが、日常の表情の変化等、生徒が見せる小さな変化を見逃さないように注意を払う。家庭で変化を感じた場合、躊躇せずに本人に問い合わせ、学校に相談できる体制を整える。インターネット上のいじめに関しても、いじめ実態調査アンケートに記載出来るようにする。また、千葉県のサイバーポリスによるWeb監視及び異常発見時の学校への連絡体制を活用する。

オ 保護者との連携

担任等は、日常的に生徒の状況について保護者と連絡を密にすることを心がけるものとし、春と秋の保護者面談週間においても、保護者からの相談に応じる。

(2) いじめ相談・通報窓口

いじめを受けていることを「恥ずかしい」「惨め」なことと捉えたり、いじめの通報を卑怯な「チクリ」と考えたりすることのないよう指導し、勇気を持って信頼できる大人に相談できる雰囲気の醸成に努める。

【はなす勇気】の育成　いじめゼロ宣言より

ア 校内窓口

いじめ相談・通報窓口　教頭　生徒指導主事　学年担当　養護教諭

学年担当　(1学年) 勝浦 淳　(2学年) 栗林 弦太　(3学年) 築地 貴子

※ いじめを受けた生徒及び助けようとした生徒を学校は徹底して守り抜くことに努める。

イ 外部窓口

千葉県こどもと親のサポートセンター 24時間いじめ相談

フリーダイヤル 0120-415-446

こども人権110番(法務省) 月曜～金曜 8:30～17:15

フリーダイヤル 0120-007-110

4 いじめ問題に取り組む組織及びその対応

いじめ問題への取り組みは、校長のリーダーシップの下、「いじめ根絶」の強い意志を持ち、学校全体で組織的に行うことが必要である。そのためには、『いじめの防止』『早期発見』『早期対応』の取り組みを、あらゆる学校教育活動の中に展開しなければならない。本校では、これまで生徒指導部を中心に取り組みを進めてきたが、ここにいじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置し、新たに「いじめ根絶」に学校全体で組織的に取り組んでいく。

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けて、全ての教職員が学校として、組織的に取り組む中核的な組織として、以下の役割を担うものとする。

ア 役割

- (ア) いじめが起きにくく・いじめを許さない環境作りを実効的に行う。
- (イ) いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。また、年間計画においていじめに対する対応力強化や組織的対応等の校内研修を設ける。
- (ウ) いじめの相談・通報の窓口を生徒に認識させ、適切に対応する。
- (エ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有を行う。
- (オ) いじめの発見、関係生徒の指導・支援、保護者との連携を組織的に実行する。

イ 全体協議

(ア) 業務

いじめ防止方針の決定及び年間の活動評価とそれに基づく改訂を行う。「いじめ防止対策委員会」の母体となるもので、生徒会長及びPTA会長を連絡協議委員として配置し、参考意見を聞くものとする。原則として年一回開催する。

(イ) 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・生徒指導部担当教諭（2）・教務主任・学年主任・生徒会保健部長・教育相談委員会代表（1）・学年担当教諭・養護教諭（2）・セクハラ相談委員会（2）・スクールカウンセラー（外部専門家）

ウ 通常協議

(ア) 業務

年3回行われる「いじめ実態調査」の結果の検討等を行う。原則として年3回開催する。

(イ) 構成員

教頭・生徒指導主事・生徒指導部担当教諭（2）・教育相談委員会代表（1）・養護教諭（2）・スクールカウンセラー（外部専門家）

エ 緊急協議

(ア) 業務

いじめの発生時に招集し、いじめの事実関係の調査、改善方針・対応の原案等を作成する。緊急時に招集する。

(イ) 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・生徒指導部担当教諭（2）・関係学年主任・担任等・その他 教務主任・教育相談委員会代表（1）・養護教諭（2）

才 評価

- (ア) いじめ防止対策委員会では、学校評価の項目に「いじめに関する取り組み」を加え、生徒・保護者及び教職員で年間の評価を行う。
- (イ) (ア) の結果を踏まえ、必要であれば「いじめ防止基本方針」の見直し等を行い、改訂状況をホームページに公表する。

いじめ防止対策委員会

いじめ防止基本方針の決定など委員会活動の根本となる事項の協議
(全体協議)

校長・教頭・生徒指導主事・生徒指導部担当教諭（2）・教務主任・学年主任・生徒会保健部長・教育相談委員会代表（1）・学年担当教諭・セクハラ相談委員（2）
養護教諭（2）・スクールカウンセラー（外部専門家）

協議にあたり、参考意見とする

連絡協議委員：生徒会長・PTA 会長

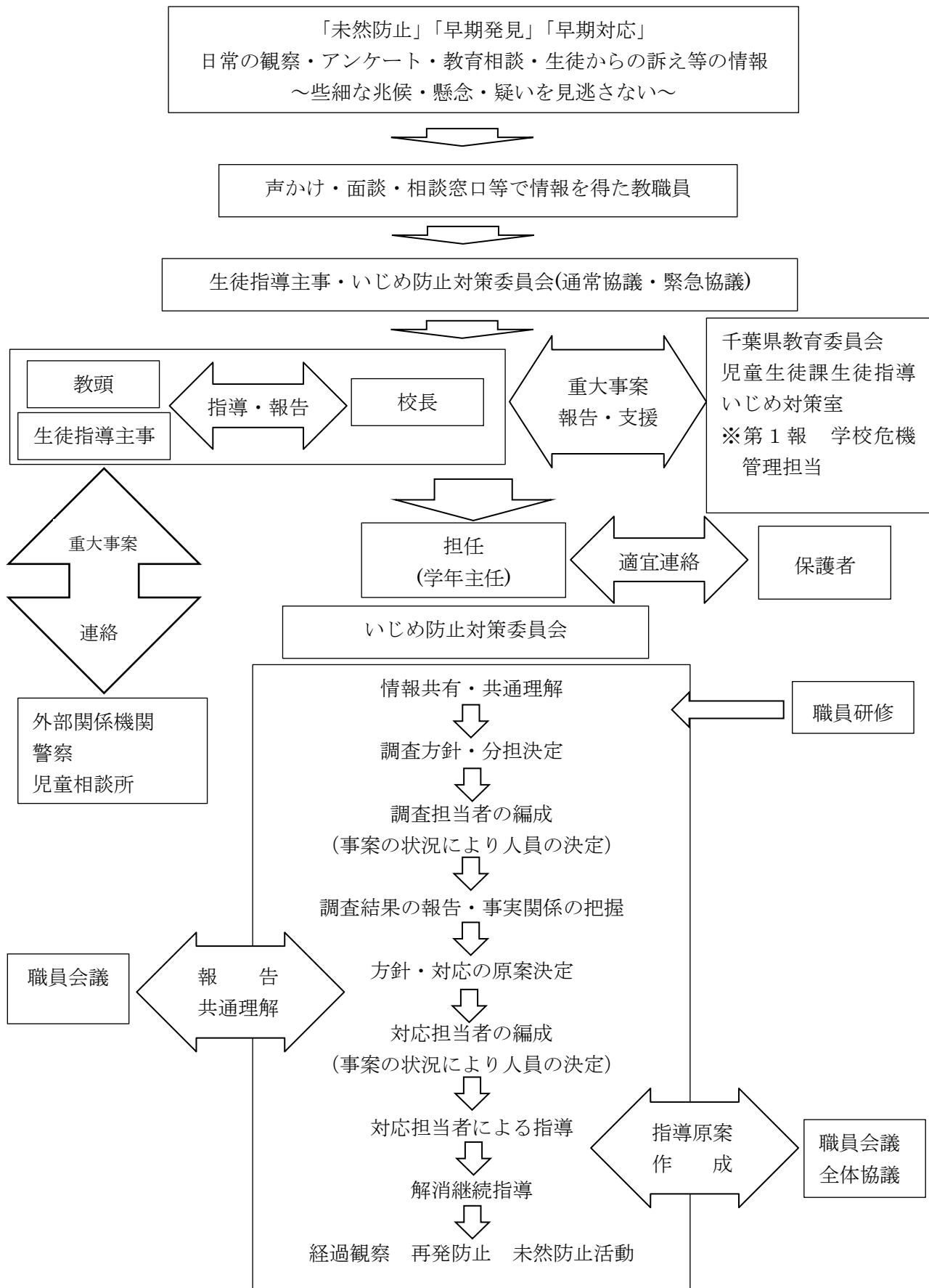
※組織の役割が多岐にわたるため、上記委員会は固定化するものではなく、
以下のように協議や対応する内容に応じて柔軟に編成する。

【構成例】

日常的な業務についての協議
(通常協議)
教頭・生徒指導主事・生徒指導部担当教諭
(2)・教育相談委員会代表（1）・養護教諭（2）・スクールカウンセラー（外部専門家）

いじめ対応緊急協議
(緊急協議)
校長・教頭・生徒指導主事・生徒指導部担当教諭（2）・関係学年主任・担任等・その他 教務主任・教育相談委員会代表（1）・養護教諭（2）

(2) いじめへの組織対応の流れ



5 いじめを認知した場合の対応

(1) 調査等について

- ア 聞き取り調査にあたっては、複数の教職員で行い、当該生徒の性別・状態・時間・環境等を配慮する。決して暴言や威圧等の不適切な聴取をしない。また、記録の保存を行う。
- イ 調査の結果については、被害生徒・保護者に提供するとともに、加害生徒・保護者へも通知する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。

(2) 指導・支援について

ア 被害者への支援

安心して学校に通学できるよう、教職員（担任・学年教職員・スクールカウンセラー等）が被害生徒及び保護者との心のケアを行うとともに、保護者との連携を密にして、通学路及び校内における見守りを行う。必要に応じて保護者と連携をとり、別室での学習（補習）を行う。また、外部関係機関と連携し、指導体制を整える。

イ 加害者への指導

いじめの被害者が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、加害者に対して一定期間別室等において学習を行わせる等の特別な指導措置を講ずる。

いじめという行為がどんなに卑劣で、いじめの結果、他人を傷つけることになることをしっかりと認識させ、二度といじめを行わないよう指導するとともに、保護者への助言を継続的に行っていく。また、外部関係機関と連携し、指導体制を整える。

ウ 傍観者への指導

いじめの加害、被害の二者関係だけでなく「傍観者」として、同調し、面白がったり黙認したりしている生徒に対する指導も学年を中心に行う。

【とめる勇気】の育成 いじめゼロ宣言より

エ いじめの解消について

- (ア) いじめに係わる行為が止んでいること。心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。
- (イ) 本人及び保護者へ面接で確認すること。被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。
- (ウ) 上記（ア）（イ）の状況はあくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例 (i) 生徒が自殺を企図した場合

(ii) 身体に重大な障害を負った場合

(iii) 金品等に重大な被害を被った場合

(iv) 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより在籍する相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（2）重大事態への対応

ア いじめ対応緊急会議を招集し、迅速に事実確認・対応を協議する。

イ 必要に応じて外部関係機関に通報し、迅速な問題解決にあたる。

ウ 学校内及び県教育委員会への報告、連絡

　　学校内：発見者　　いじめ防止対策委員会構成員　　教頭　　校長

　　県教委：校長　　学校安全保健課・体育課

　　児童生徒課・特別支援教育課

※緊急時には臨機応変に対応する